

新型コロナウイルス感染拡大防止のための市主催イベント等の取扱い

1 対象イベント等

(1) 市主催

(2) 市が関与している実行委員会形式によるもの

※市主催イベントの方針を踏まえて実行委員会において決定する

(3) 共催事業については、市主催イベントの方針を踏まえて共催者と協議のうえ決定する

2 イベント等開催の判断基準

安全に開催するため、(1)に示した収容率および人数上限により、(2)に示した適切な感染防止策を実施したうえでイベントを開催する。

(1) 収容率および人数上限（収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする）

収容率	①大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベント 【例】クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会、飲食を伴うが発声がないもの（映画鑑賞会等） 等 【収容率】収容定員の100%以内 ②大声での歓声・声援等が想定されるイベント 【例】ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、ショー、飲食を伴うもの 等 【収容率】参加者が自由に移動できる場合 50% 参加者の位置が固定される場合 50%超（※） （※）グループ（5名以内）又は個人毎で1席開けるため50%を超える場合がある
人数上限	①収容人数10,000人超 【人数上限】収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 【人数上限】5,000人
収容定員が設定されていない場合	①大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベント 人と人との接触しない程度の間隔が取れる人数 ②大声での歓声・声援等が想定されるイベント 十分な人と人との間隔（1m）を確保できる人数

(2) イベント開催するための前提となる感染防止策について

ア 消毒及び換気の徹底

イ マスク着用の徹底、検温の実施（持参してない場合は主催者側で配布又は販売）

ウ 参加者の把握（連絡先の把握及び接触確認アプリの促進）

エ 大声の抑止（個別に注意できるよう人員を配置）

オ 入退場時の制限や誘導及び休憩時の密集の回避

カ 演者と客席との十分な距離、観客どうしの距離の確保

キ イベント前後の行動管理（交通機関・飲食店の分散利用の注意喚起）

ク 飲食の制限（飲食用のエリア以外での飲食の禁止）

※イベント中発声がない、飲食時以外マスク着用、十分な換気の要件を満たす場合にイベントエリアでの飲食可能

ケ 演者の行動管理（有症状の演者の出演等は控える、演者と観客の接触防止）

コ ガイドライン遵守の旨の公表（ガイドラインに従った取組を行う旨、イベントホームページやチラシなどに公表）

3 判断基準の適用期間

令和2年12月1日（火）から令和3年2月28日（日）までとする。

4 その他

- （1）人数、収容率の要件の解釈及び催物開催に関する留意事項等については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの令和2年7月8日付事務連絡、令和2年7月23日付事務連絡、令和2年8月24日付事務連絡、令和2年9月11日付事務連絡、令和2年11月12日事務連絡に示されている事項について留意する。
- （2）今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況により、政府が示す催物開催の目安に変更があった場合は判断基準を変更する。
- （3）学校行事については、各学校と教育委員会が協議して判断する。
- （4）令和3年3月以降の取扱いについては、今後、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から開催制限の目安が示されることとなっているため、その後、決定することとする。